公立大学法人岩手県立大学における公的研究費等の不正防止に関する基本方針

平成28年7月13日最高管理責任者決裁

公的研究費等の原資は、国民・県民の税金や学生納付金等であり、社会の信頼と負託に応えるため、研究費等の管理に関しては大学の責任において適正に行わなければなりません。

本学は、研究費等の適正な執行の確保に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑 止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費等の不正防止に関す る基本方針を定めます。

- 1. 不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
- 2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- 3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策 を確実かつ継続的に実施する。
- 4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営、管理を行う。
- 5. 公的研究費等の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 6. 公的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のある モニタリング体制を整備する。